記者発表資料

令和２年１０月２０日
国土交通省東北地方整備局
能代河川国道事務所

米代川の河川砂利等の採取希望者を公募します！

～砂利採取の規制緩和を拡大し、河川砂利の有効活用を促進～

能代河川国道事務所では、河川管理上支障が生じている米代川の土砂堆積箇所等において、必要な河道断面を確保するとともに砂利等の有効活用を図るため、公募により希望者に砂利等を採取していただく取り組みを実施します。

※砂利等の採取にあたっては、河川法の許可を申請していただく必要があります。

【補足事項】

① 採取した砂利等は、コンクリート骨材に限らず、埋土、盛土、敷地の造成等に利用できます。
② 出水期間中でも、適切な措置を講じることで砂利等の採取が可能です。
③ 応募にあたっては、砂利採取業の登録をしていることが条件となります。

【目的】

国土交通省として取り組んでいる『河川の規制緩和等を進め、地域の建設業を支えます。～砂利採取の規制緩和を拡大し、河川砂利の有効活用を促進～』の取り組みの一環として、より幅広いニーズに対応するための取り組みとして実施するものです。

国土交通省ホームページ: https://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000053.html

○公募名称	能代河川国道事務所管内河川区域内砂利等採取
○採取箇所	秋田県能代市朴瀬地先（米代川右岸米代新橋上流）～ 秋田県大館市長坂地先（米代川右岸早口川合流点下流） ※別添図面（採取区域は河川砂利等採取場所位置図）のとおり
○採取時期	令和2年11月25日から令和3年6月30日まで
○公募期間	令和2年10月20日（火）から令和2年11月4日（水）まで
○応募方法	能代河川国道事務所ホームページから申込様式をダウンロード、又は能代河川国道事務所【河川管理課】にて配布します。 公募説明書をご確認の上、所定の応募様式に必要事項を記載してお申し込みください。 ※能代河川国道事務所ホームページ内のバナーからもダウンロードできます。 河川区域内の砂利等採取希望者公募 http://www.thr.mlit.go.jp/noshiro/oshirase/jyari_saisyu/main.html
○応募先	東北地方整備局　能代河川国道事務所 河川管理課 〒016－0121　秋田県能代市鰄渕字一本柳97－1 電話　0185－70－1246

＜発表記者会：秋田県県政記者会、能代市記者クラブ、
北秋田市記者クラブ、大館市記者クラブ＞

問い合わせ先		
国土交通省　東北地方整備局　能代河川国道事務所 TEL　0185－70－1246　（河川管理課）		
副所長（河川）	三浦（みうら）　猛（たけし）	（内線204）
河川管理課長	田中（たなか）　益栄（やすよし）	（内線331）

河川砂利等採取場所位置図　【米代川（秋田県）】　別添図面



朴瀬地区
河川距離標：9．2km～10．0km
採取可能量：約 87千m³

二ツ井右岸地区
河川距離標：26．6km～28．2km
採取可能量：約 207千m³

坊沢地区
河川距離標：40．6km～41．0km
採取可能量：約 17千m³

長坂地区
河川距離標：51．6km～54．4km
採取可能量：約 184千m³

蟹沢地区
河川距離標：39．0km～40．4km
採取可能量：約 87千m³

鷹巣左岸地区・舟場地区
河川距離標：41．4km～42．4km
採取可能量：約 57千m³

:直轄河川管理区間

出典：地理院地図に採取場所等を追記して記載